

住民税均等割非課税世帯の皆さまへ

価格高騰重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内 受給には手続きが必要です

- 価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。
 - 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- ※DVなどで住所地以外に避難中の方も給付金をご自身で受給できる可能性があります。
手続きが必要となりますので詳細はお問い合わせください。

給付金の支給額

1世帯あたり**3万円**

給付金の支給時期

町が確認書を受理した日から2週間以内が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度
「**住民税均等割が非課税**」の世帯

**神石高原町から
確認書が届きます（要返送）**

令和5年6月1日時点で神石高原町に住民登録がある世帯が対象です。

手続き方法

申請書が届いたら中身を確認して、必要事項を記入のうえ**返信してください**。

※返信期限は令和5年10月20日（金）

※手続きは、役場窓口でも可能です。

その場合は、役場本庁・各支所の窓口で確認書類のコピーが可能です。

【確認事項】

- 1.記載された給付金振込口座に誤りがないか
- 2.世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告の方がいないか。

令和5年6月2日以降に神石高原町に転入され、令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯は、転入前の自治体において「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用した低所得世帯などに対する給付金を受給していない場合に限り、本給付金を申請することができます。詳しくは、役場福祉課へお問い合わせください。

※この給付金は法律により、所得税などの課税および差し押さえの対象とはなりません。



住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の
「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

神石高原町役場 福祉課

☎ **0847-89-3320**

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

〒720-1522 神石郡神石高原町小島1701番地